

## 勸告等措置区分（津波対策）（令和4年3月現在）

明石港、岩屋港、津名港、洲本港、由良港、福良港、湊港、都志港、郡家港、富島港

### 区分：「第二体制（津波避難勸告）」

「大津波警報・津波警報」発表時発令、措置内容

「津波来襲までの時間的余裕 無し」

- 1 港内着岸船
  - (1) 大型、中型（漁船を含む）  
【一般船舶・危険物積載船（荷役・作業船を含む）】  
○荷役・作業中止 ○係留避泊又は陸上避難
  - (2) 小型船舶  
【プレジャーボート、小型漁船等】  
○陸上避難又は港外避難
- 2 錨泊船、浮標係留船  
○荷役・作業中止 ○港内避泊機関使用
- 3 航行船（着離岸作業時を含む）  
【大型、中型船（漁船含む）】  
○港内避泊（場合によっては港外退避）港外避難  
【小型船（プレジャーボート、小型漁船等）】  
○港内避泊又は着岸後陸上避難

「津波来襲までの時間的余裕 有り」

- 1 港内着岸船
  - (1) 大型、中型（漁船を含む）  
【一般船舶・危険物積載船（荷役・作業船を含む）】  
○荷役・作業中止 ○港外退避又は陸上避難又は係留避泊
  - (2) 小型船舶  
【プレジャーボート、小型漁船等】  
○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難（場合によっては港外退避）
- 2 錨泊船、浮標係留船  
○荷役・作業中止 ○港外退避
- 3 航行船（着離岸作業時を含む）  
【大型、中型船（漁船含む）】  
○港外退避  
【小型船（プレジャーボート、小型漁船等）】  
○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避

### 区分：「津波第一体制（津波警戒勸告）」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

- 1 港内着岸船
  - (1) 大型、中型（漁船を含む）  
【一般船舶・危険物積載船（荷役・作業船を含む）】  
○荷役・作業中止 ○係留避泊又は港外退避
  - (2) 小型船舶  
【プレジャーボート、小型漁船等】  
○陸揚げ固縛又は係留強化後陸上避難（場合によっては港外退避）
- 2 錨泊船、浮標係留船

○荷役・作業中止 ○港外退避又は港内避泊

### 3 航行船

【大型船、中型船(漁船を含む)】

○港外退避

【小型船(プレジャーボート、小型漁船等)】

○着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避

### 備考

#### 1 港内着岸船

【小型船(プレジャーボート、小型漁船等)】

小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。

#### 2 錨泊船、浮標係留船

航路付近等に近い場所又は浅海域に錨泊中の船舶は時間的に余裕がある場合は水深が深く、広い場所に移動する。

### 区分:「解除」

「津波注意報、津波警報、大津波警報解除」発表時発令、措置内容

各船は港内の状況把握に努め、航行規制等に留意すること。